

看取り介護に関する指針

社会福祉法人 丹和会
特別養護老人ホーム 丹波高原荘

1. 看取り介護の考え方

医学的知見から判断して回復の可能性が極めて低く、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、最期の時を丹波高原荘で過ごしたいと希望される利用者または家族に対して、ご本人の意思並びにご家族の意向を尊重し、身体的、精神的苦痛、孤独感、不安感をできるだけ緩和し、最期までその人らしい充実し納得した人生を全うされるように、尊厳に十分配慮した看取り介護を心を込めて行います。

2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の死生観が存在し、看取る立場にある家族の思いも揺れ動くことも当然のこととして考えられます。

施設での看取り介護は、共に過ごした親しい人達に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得ます。

① 施設における医療体制の理解

施設は生活の場であり医療機関ではない為に医療行為は出来ません。

常勤医師の配置はなく、医師とは協力医療機関京丹波町病院と連携し、必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理などに対応すること、夜間は看護師が不在であるが、緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制をとっています。

② 病状の変化などに伴う緊急時の対応については、看護師が医師との連携をとり、夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡を取って緊急対応を行います。

③ 家族との24時間の連絡体制を確保します。

④ 看取り介護に対する家族の同意を得ます。

3. 看取り介護の具体的支援内容

① 利用者に対する支援

I 身体面

- ・バイタルサインの確認
- ・安寧、安楽への配慮
- ・発熱、疼痛への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・清潔への配慮、排泄ケアを適切に行う

II 精神面

- ・環境づくり（静かさ、温かさ、新鮮な空気、香り、音楽）
- ・身体的苦痛の緩和（体位交換、寝具の整え）
- ・コミュニケーション（孤独感や不安感を緩和する共感的態度）
- ・プライバシーへの配慮
- ・全てを受容し、本人の希望に添う態度で接する

III 看護処置

- ・医師の指示に基づき、必要な看護処置を看護師によって行う

② 家族に対する支援

- ・職員と話しやすい環境をつくる
- ・家族関係への支援にも配慮する
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・ご逝去後の援助を行う

4 看取り介護の具体的方法

① 看取り介護の開始の手順

医師により、1) 一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断され、2) かつ医療機関へ入院しても治療の必要性が薄いと判断した利用者について、医師が利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

② 看取り介護の実施内容

- I 家族が施設で看取り介護を行うことを希望した場合は、「看取り介護についての同意書」の内容を説明し同意を得た後、介護支援専門員は医師、看護師、介護職員、生活相談員、栄養士等と連携して看取り介護の計画を作成する。
- II 看取り介護の実施は、利用者の居室で対応する。家族の面会は時間・人数の制限はしない。泊まりを希望される場合は、居室内に簡易ベッドを用意する。
- III 看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、栄養士等が連携を図り情報の共有に努める。身体状況の変化や家族の意向とその対応のすべてを記録する。
- IV 施設の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな終末を迎えることができるよう、利用者と家族の支えとなれるよう身体的・精神的支援に努める。
- V 看取り介護を希望された後においても、家族の気持ちが変わり、医療機関での加療の希望がある場合には、施設は直ちに入院に向けての手配を行なう。

③ 看取り介護実施における職種ごとの役割

- | | |
|-----------|--|
| 〔施設長〕 | ・ 看取り介護の統括管理、見取り介護に生じる諸課題の総括責任 |
| 〔相談員〕 | ・ 家族の支援（連絡、説明、相談、調整）
・ 死亡時および緊急時のマニュアル作成と周知徹底
・ 死後家族への対応と支援 |
| 〔介護支援専門員〕 | ・ サービス計画書の作成 |
| 〔看護職員〕 | ・ 医師または協力病院との連携強化
・ 状態観察と看護処置、疼痛の緩和
・ オンコールへの対応
・ 職員からの相談対応 |
| 〔介護職員〕 | ・ 食事、排泄介助、清潔の保持の提供
・ 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
・ 状態の観察（適宜、容態の確認のために頻回な訪室） |

- ・環境整備（室温、安全、衛生管理、その人らしい空間づくり）

- 〔栄養士〕
- ・その人の食文化、食習慣をもとに、食べられる時に食べたいものを
 - ・思い出の味
 - ・食欲不振、倦怠感、発熱など食に影響を与える症状の把握
 - ・食事、水分摂取量の把握

④ 緊急時の対応について

利用者に於いて、見取り介護となる疾患以外での救命が必要となった場合には、施設は通常通り速やかに、家族に連絡と救急搬送の手配を行う。（転倒、窒息、多量の出血等）

⑤ 看取りに関する職員教育

当施設における見取り介護の理念を理解し、その目的を明確化するために定期的に職員研修を行います。